

經濟論叢

第十四卷 第一號

概念としての帝国主義……………	静 田 均	1
租税と利潤の費用化……………	島 恭 彦	18
社会保険概念についての一考察……………	与 田 柁	25
ドイツ民主共和国における社会主義		
工業管理制度の発展について……………	金 鐘 碩	44
課業設定の評価……………	小野寺 孝 一	61
アメリカの産業構造と八大財閥の変遷		
……………	金 田 重 喜	72
社会主義再生産の特有法則と経済的範疇(-)		
……………	長 砂 実	93
書 評		
F. E. ハイド『ブルー・ファネル』……………	山 田 浩 之	104
京大経済学部創立四十周年記念記事……………		109

昭和三十四年七月

京 都 大 學 經 濟 學 會

社会保険概念についての一考察

——日本社会保険思想史への覚書——

与 田 征

は し が き

社会保険ということばが一般的に用いられるようになって以来すでに半世紀近くを経過しているが、こんにちなお、その概念は必ずしも明確にされてはいない。

社会保険制度の母国たるドイツにおいては勿論のこと、わが国においても、相当古くから、社会保険は社会政策の一環として理解されていた。しかし、当時においては、社会政策そのものに対する理解が極めて不十分で、謂わば、科学的な社会政策論以前の段階に低迷していたため、社会保険⇨労働保険に関するおびただしい労作が生産されたにもかかわらず、その本質的の理解はなほだしく不十分なものとならざるを得なかった。

戦後のわが国における社会政策論争の過程において、社会保険に関する理論的究明が無視されたわけではないが、本質論争

の華々しさの故に、それは背後におしやられたかのごとき感がある。実際には、社会保険を社会政策の主要な部門の一つとして把握していた一部の論者は、社会政策と社会保険との関連を正しく理解し、その理解の上に立って、社会政策本質論を展開していたのであるが、このことは、多くの論者に——論争の直接的な参加者にさえ——、十分自覚されていたとはいえない。ところが、社会保険の本質を正しく把握し、これを整理しておくことは、社会保険に関する諸問題を究明する前提として、極めて重要なことであると思われる。

本稿は、社会保険⇨労働保険の伝統的概念を再確認し、社会保険概念に関する誤れる見解を批判することにより、その経済学的意義を、社会政策・社会扶助・社会保障との関連において、把握しようとするものである。

具体的にいえば、論点はつぎの三点となる。第一に、社会政

策の伝統的概念においては、社会保険は社会政策の一部門であるということ。第二、しかるに、生産力説的社会政策論ないしは大河内¹¹近藤氏の労働力保全論を以てしては、すべての社会保険(とくに老・廢保険)を社会政策として説明することは不可能であり、この点において、大河内理論は致命的欠陥を有するものであるということ。このことは、いいかえるならば、社会政策の本質を、総資本の合理的配慮による労働力保全策としてではなく、資本の価値収奪に対する国家的抑制緩和策として理解することの正しさが、社会保険を考察する場合において、もっとも明白な形であられるということである。第三に、社会保険と社会政策との固有の結びつきを否定する見解は、社会政策の本質に対する完全に誤れる理解に根ざすものであるということ。

一 労働保険から社会保険へ

[I] 労働保険から社会保険へ

近代的社会保険の歴史は、前世紀八〇年代のドイツにおける一連の社会保険立法の制定をもってはじまるとみなされているが、これらの諸保険は、当時「労働者保険」(Arbeiterversicherungen)の名でよばれていた。

大林良一氏によれば、社会保険という用語が初めて用いられたのは、フランスにおいてである。すなわち、一九〇〇年には

アモンの『ヨーロッパにおける社会保険』(G. Hamon, *Les assurances sociales en Europe*)が公刊されているが、実際の用例はこれ以前にさかのぼり、一八八九年パリで開催された国際労働保険会議には「社会保険に関する常置委員会」(Comité permanent international du Congrès des accidents du travail et des assurances sociales)が設置されていたことである*。

第一次大戦までのドイツにおいては、実際界では「独乙国保険」¹²、学界では「労働者保険」なる用語が支配的であった。しかし、大戦前においても、国際的な影響や社会政策学会結成の影響をうけて、「社会的保険」(Soziale Versicherung)なる用語が漸次用いられはじめ、一九一五年にはツァーンの『ドイツ社会保険の成果』(Zahn, *Wirkung der deutschen Sozialversicherung*)が公刊せられるに至った。そして、第一次大戦後はもはや労働保険なる語を用いるものはなくなった**。

* 大林良一著「社会保険」(一九五二年)一一頁。

** 同右 一三頁。

英国においては、社会政策という用語が殆んど用いられないのと同様に、社会保険なることもまれにしか用いられることなく、両大戦間に「社会保険」なるタイトルを冠した著作は、J・L・コーヘン、P・コーヘン、ゴールドン等のものが数冊公刊されたのみであった。

わが国では、すでに一八八一年（明治一四年）に、ドイツ社会保険に関するカイザーの詔勅が伝えられ、明治二〇年代になると労働保険の内容が、やや具体的に研究されるに至った。^{*}その後、一八九八年（明治三一）には、わが国最初の社会保険立法として「職工疾病保険法案」が立案されているが、社会保険に関する最初の単行本たる『労働保険論』（上村耕作著）が公刊されたのは一九〇六年（明治三九年）のことである。その後、桑田熊蔵氏の「工場法と労働保険」（一九〇九年）、森弘元氏の『労働保険論』（一九一一年）、社会政策学会編集にかかる「労働保険」（一九二二年）などが相次いで公刊されている。

* 近藤文二著「社会保険入門」へ一九四三年）七〇頁。

** 同 右 七四頁。

*** 小島砂人著「社会保険の発達へ一九四三年）一五〇頁。

但し平田氏によれば、「労働者強制保険」なる書物が、一八九九年（明治三二年）に窪田静太郎氏によって発表されているとのことである（平田富太郎著「社会保険研究」へ一九五七年）二二三頁）。

*** 桑田氏のこの著作に対しては、稿を改めて検討する予定である。

見られるように、ドイツの学問的影響を強く受けていたわが国においては、当時は、もっぱら労働保険なる用語が用いられており、翻訳ものを別とすれば、すでに一九一六年（大正五年）

社会保険概念についての一考察

には堀川美哉氏の『社会保険論』が公刊されているけれども、一九三三年（大正一二年）公刊の杉塚磨氏の著作が『労働保険論』と題されていることから判るように、社会保険なる語が、一般的に用いられるようになったのは、大正末期以後のことであり、昭和期に入ると「労働保険」なるタイトルを冠した単行本は殆んど見受けられなくなる。

* この間の事情を端的に物語るものとして森庄三郎氏の著作を挙げることができよう。同氏は一九二二年（大正一〇年）に六編の論文からなる「労働保険研究」を公刊しておられるが、三年後の一九二四年には、そのうちの四つの論文を含む八編の論文を、『社会保険研究』なるタイトルのもとに発表しておられる。

〔Ⅱ〕社会政策と労働保険

前述のごとく、わが国では、明治末期頃から労働保険に関する著作が出現しはじめたのであるが、当時の論者たちは、労働保険と社会政策との関連をどのように捉えていたであろうか。

上村耕作氏は、「生産機関の要素にして、物質的進歩の源泉ともいふべき、労働者の状態を改善して、彼等に経済的観念を啓発し、教化を普及し、貧困を未然に防止し、以て社会の安寧、秩序、幸福を増進せしむるは、目下の急務^{*}」であると論ぜられる。われわれは、ここに、生産力説的社会政策論の極めて素朴な先行的思想をみる事ができる。実際、上村氏自から「吾人

は、保険を、被保険者方面より観察して、生産的行動なりと言わんとす」と述べられている。もっともこの場合、労働保険が労働者の「損害を填補」することによって資本家の「生産的行動……を容易ならしむる」点よりもむしろ、それが「資本を形成して生産行動を容易ならしむる」点に重点がおかれてはいるが。

* 上村耕作者『労働保険論』へ一九〇六年、一頁、傍点引用者。

** 同 右 一〇頁。

かかる思想は、森弘元氏の場合にもみうけられる。氏は、「労働保険の一般社会に及ぼす利益」を論ずるに当り、「労働者の危険恐怖の念と後顧の患を除去すること（労働保険を制定すること——引用者）は工業の進歩発達上最も必要なものなり」と述べ、さらに、労働保険は「労働力を増加し冒険の企業を実行せしむるに有効」であることを指摘される。

森氏は、労働保険を社会政策の一部門とみなし、その対象を賃金労働者のみに限定しておられるが、これは、当時のドイツの実際ならびに学界の影響を強くうけていたためと思われる。森氏が社会政策を如何なるものとして理解しておられたかは明確ではないが、わが国で労働保険論がやや本格的に論究されはじめた当時、すでに、それが社会政策と結びつけられて理解されていたということは、注目しておく必要がある。

* 森弘元著「労働保険論」二一頁。

** 同 右、緒言および七、一三頁。

*** 同 右、二頁。

ところで、森氏の著作には、多くの興味ある理論的諸問題が含まれているので、ここで、やや詳細な検討を加えておくこととしよう。

労働者保護——救済は「刻下の重要な社会問題」があるが、その救済の方法としては次の四つの方策が考えられる。(1)労働者個人の任意的自助法、(2)強制貯金法、(3)工場主の慈善的救済法、(4)「保険の理論を応用して特殊の保険制度を設け」る方法。そしてこの第四の方法が労働保険にほかならない。

労働保険の性格については、「その成立の要件もまた通常保険に関する一般的原則を以て律することを得るべからざるもの」があることを指摘されているが、その成立要件として掲げられた四条件をみると、それは通常保険のそれと同一である。従って森氏によれば、労働者救助の目的をもち労働者を被保険者とする点において、労働保険は通常保険から区別されるのみであり、両者の間に質的差異は存しない。

このことは、イギリス友愛——共済組合が、ビスマルクの一連の保険と同様に労働保険の名で呼ばれていることにもあらわれている。ただ、前者は任意的労働保険として後者の強制的労働保険と区別されているのみである。しかも、任意的か強制的か

は単に技術的なものによらず、その何れを採用するかは「保険の種類、その国の文化の程度、その国民の気風等を参酌して」決定すべきであるとされている。^{***}

* 森著、前掲書、五四—六二頁。

** 同右 八頁。

*** 同右 二六頁。

**** 同右 九二頁。

しかし、保険費用負担の問題においては、若干異つた視点から考察されている。すなわち、「保険の純理よりいへば」、労働者が保険費用全額を支弁すべきであるが、「労働保険は普通保険に比して莫大なる経費を要するが故に、被保険者より釀出する保険料のみを以て保険を経営せんと欲せば比較的高率の保険料を徴収」せねばならぬ。そのため「労働保険においては保険の費用を労働者工業主および国家が共同に分担するの傾向を呈するに至」つたと。^{*}

* 森著、前掲書、九八頁。

ここでは費用負担の問題が、技術的問題として取扱われているような印象がないわけではないが、さきの引用文に続いて、資本家と労働者との地位が、形式的法律上は平等であるにもかかわらず、実質的には対等でない点を指摘しつつつぎの如く述べられるのを読むことができよう。「資本家が労働者を屈服して

かち得たる所の利益の部分は、いわゆる不当利得たるものなり。したがってかかる不当利得はよろしく当該労働者に返還すべき義務あるものなり。これ資本家をして保険費用の一部を負担せしむるの誠にその当を得たるものと言わざるべからず。」^{*}のちにみる如く、かかる思想は、伊藤万太郎氏において、より明確な形をもつてあらわれる。

* 森著、前掲書、一〇〇—一頁、傍点引用者。

なお、国家負担に關しては、二つの観点からその必要をみられる。

第一に「社会政策上の理由」。「労働保険は社会政策上の理由より案出せられたるものにして社会改良の方策として最も有効なる事業」であるが、「元来国家は社会政策上社会改良のために最も緊要なる事業に対しては財政の許す限り相当の費用を支出すべき……当然の義務」を有している。^{*}

第二に財政上の理由。一方において、労働保険は労働者階級が偶然の災厄のために貧民におちいることを予防する設備であり、他方において貧民救助は国家の義務である。したがって、労働保険の実施により貧民数が減少すれば国家は貧民救助の費用を節約することができ、前者に対する出費は後者に対する費用の減少により相殺されることになるから、労働保険の費用を国家が支出するのは当然のことである。^{**}

後にふれる如く、われわれは、国家の費用負担の有無は社会

保険（労働保険）の本質とは直接関係なきものと考えるのであるが、社会保険費用の国家負担に関する森氏の考察は鋭いものという。というのは、社会事業—公的扶助の「社会保険」的救済制度による代替の可能性を暗示するものだからである（このことは、のちに、わが国の国民健康保険に論及する場合に触れる予定である）。

* 森著、前掲書、一〇二頁。

* 同 右 一〇三—一〇六頁。

さて、一九一一年（明治四四年）末に「労働保険」なる共通論題のもとに開かれた第五回社会政策学会は、当時の一流の社会学者をほとんど網羅し、その顔ぶれは、まことに *Gesellschaftswissenschaft* にふさわしいものであったが、討論の主要論点は、労働保険の強制の可否、時期尚早か否か、公営か民営かの三点に集中されていた。しかも、これらの諸問題が、労働保険の本質理解との関連においては、ほとんどが単なる技術的問題として論ぜられたところに、この教授会議が、前記森弘元氏単独の理論的水準に及ばざる点がある。

* 社会政策学会編『労働保険』へ一九二二年〈二頁。〉

* 平田氏は、この第五回大会の主要論点は、前二者であったと評価しておられるが、公営にすべきか私営にすべきかの問題に対してもかなりの重点が置かれていたというべきである。それはともかく、平田氏は、前二者について

の簡潔にして要を得た紹介をなしておられる（平田著、前掲『社会保障研究』二一四—二二二頁）。

強制か否かが第一の主要論点であったという事実そのもののなかに、われわれは、当時における社会保険—労働保険理解の不十分さをみることが出来る。

*** 社会政策学会の討論が、当時実施を目前に控えていた工場法に刺戟されて提起されたことは当然考えられようところであるが、討論において、社会保険が工場法との関連において——たとえ技術的問題としてであれ——とりあげられることは全くなかった。そして、この両者の関連が、はじめて科学的分析の対象となったのは、大河内氏の「労働保護立法の理論に就て」（一九三三年）においてである（大河内一男著『社会政策の基本問題』へ一九四〇年〈所収〉）。

ただ、これらの技術的傾向の強い討論のなかにあって、保険実務家伊藤万太郎氏（農商務省技師）の所論は、断然異彩を放っている。氏は、意識的に労働保険の理論的説明を企てておられるわけではない。しかし、日常的経済生活の卑俗な事例を援用しつつ、労働者の事故に対する補償の方法としての、労働保険の有用性を説かれる伊藤氏の論述のなかに、われわれは、卓絶せる理論が内在しているのを見出すことができる。

氏は「現今日本におきましては労働者は正当なる労働に対す

る報酬の僅かに一部分のみを受けつつあって後の部分は受けていないのである*」ことを指摘し、船舶をもっている者が船を人に貸してその賃貸料をとる場合、借主は「その所有の投資に対する報酬」のほかに、「船舶の破損滅失に帰する所の賠償金」……あるいはこれらの船が難船に逢つて本元が無くなる、そういうような危険に対する所の危険料をも」払うべきである、という例を援用しつつ、「丁度労働者が労働する時におきましても労働者が日々の費用、衣食住娯楽に供する費用、その他すべての生活費を受けとるのみならず、なおその労働者が将来疾病にかかりもしくは老衰し死亡して遺族を扶助する責任、すなわちこれらの将来に対する各種の準備に要するところの費用をも勿論賠償を受くべき筈のものでありますが、……労働者は僅かにその賃銀の一部」しか受け取っていない。「つまり労働者の疾病傷害もしくは老衰に対する将来の計に要する費用というものは、どうしても資本家がもたなければならぬ」。そしてこの資本の負担部分は、「その資本家がこれらの費用を前以て貯蓄しておいてその労働者を救えばよろしいでありましようが、……私の考えますのは、保険によるということが一番良策である……」と述べられる。

われわれは、ここに、素材ではあるが、労働保険の本質に対する極めて鋭い理解を読みとることができる。

伊藤氏の所論は、つぎの如きわれわれのことばでいい直すこ

社会保険概念についての一考察

とでできるであらう。すなわち、

労働力の価値は、「労働者の日々の費用、衣食住娯楽に供する費用、その他すべての生活費……のみならず、なおその労働者が将来疾病にかかりもしくは老衰し死亡して遺族を扶養する……費用」をも含むものである。しかるに、現実には、労働者は、この価値の一部分しか賃金として受取ってはいない。このように、労働者が当面のギリギリの生存費に相当する部分(ないしはさらにその一部)しか賃金として受取っていないならば、彼らは、疾病その他の事故が生じたときは、生活を維持することが不可能となる。この場合、資本家がその費用を支給すればよいわけであるが、労働保険を用いて、この事故期間中の生活維持をはかるのが最もよい方法である、と。

すでに明らかな如く、ここには、労働者階級の絶対的窮乏化(労働力の価値と賃金との乖離)に対する直観的認識の上に立って、労働保険による給付は、労働力の価値の一部であるとの卓越した思想が展開されている。

社会政策の主要部門である労働保険―社会保険について、すでに明治期において、かくも明確な考察が行なわれていたことは、驚異に値いする。しかし、この伊藤氏の思想は、その後、社会政策学者によつては、全く顧みられることなく、半世紀近くあいだ埋もれたままに放置され、それが本格的に社会政策

第八十四卷 三一 第一号 三一

論において継承^{*}発展されるのは、岸本英太郎氏の諸著作をま
たねばならなかった。このことは、必ずしも、岸本氏が、直接
的に伊藤氏の思想的影響を受けたということの意味するも
のではない。しかし、社会政策を価値視点から——労働力の価
値との関連において——把握し、その本質を、資本の価値収奪
に対する国家的抑制緩和策と規定された岸本氏は、この意味に
おいて伊藤氏の思想的後継者と称ぶことができるであろう。勿
論、戦後における経済学・政治学の豊かな成果の上に立って、
社会政策論を体系的に展開された岸本氏の理論の偉容に較べれ
ば、伊藤氏の理論はまさに晔の星の如きものである。

なによりも惜しまれるのは、伊藤氏が自己の展開する労働保
険論の理論的重要さを意識しておられなかったことである。そ
してそれを、労働保険を含めた社会政策そのものに敷衍しよう
とされなかったことである。しかし、明治期の伊藤氏にかかる
要求を提出すること自体が無理な相談であろう。

* 「労働活動の中断」事故が社会的に一定の標準的な頻度
をもって現われる限り、その補償のための最低費用は、労
働力の価値の一部を構成するものと言わねばならないで
あろう。ところで、資本は剰余労働に対する言目的慾求に
よって、これを支払うことなく、労働力の価値を収奪する
のである。社会保険は、この資本による労働力価値の収奪
に対する一つの緩和である」（岸本英太郎著『社会政策論

【Ⅲ】 の根本問題」へ一九五〇年四〇二頁）

社会政策と社会保険

前二節で検討した如く、明治末期の諸学者が「労働保険」な
る語で理解したところのものは、その内容が極めて漠然として
おり、今日われわれが社会保険と呼ぶものとはかなり異ってい
る。しかし、それにもかかわらず、われわれは、そこに労働保
険＝社会保険の正しい把握の萌芽を散見することができ、彼ら
が、労働保険を社会政策の一部として捉えていることは、十分
注意すべきである。

* なお、大林著、前掲『社会保険』一〇頁参照。

以上のことは、労働保険が社会保険と呼ばれるようになって
からでも大体同様である。

わが国で最初に「社会保険論」なるタイトルを冠した単行本
と推定される堀川美哉氏の著書は、労働保険から社会保険への
呼称変更の事情を次のように説いている。「労働保険は単に一
定の職業に従事せる労働者のために、相互的救済の実を挙げし
めんとするにありと雖も、今日の社会においては……さらに不
幸なる細民あり。社会政策は下層細民のために組織的救済策を
講究するものにして、社会保険は現今の社会組織の下において
は、労働者ならびに細民救済に関する社会政策中最も總健にし
て成熟せるものなり。」と。

しかし、同書で取扱われている内容は、従来、労働保険で取

扱われたものと全く同一であり、堀川氏自身、社会保険は「その本来の主義においては労働保険と異るところなし。」と明言しておられる。

* 堀川美哉著『社会保険論』(一九一六年)一頁。

** 同 右 二頁。

大正期を通じて、社会保険概念把握の上に大きな前進は殆んどみられない。ただ、ここでは、森庄三郎氏が、社会保険の対象を小工業者を含む少額所得者に求められながらも、「少額所得者の福利増進のため、換言すれば社会政策の目的のために行われる各種の施設において、問題の中心となるものは労働者又は労働者階級である。故に社会保険に關しても、その中心となる所のもは同じく労働者又は労働者階級である。」と述べておられることを指摘しておくにとどめる。

* 森庄三郎著『社会保険研究』(一九二四年)二一三頁。

x x x
これまでの検討の結果到達した要点を整理すれば、つぎの如くなる。第一に、それぞれの概念が漠然としたものではあるが、労働保険が社会政策の一部門であることは、ほとんどすべての論者によって承認されている。ある論者は、労働保険が社会政策の一部門であることを積極的に力説し、また他の論者はこれを当然の前提として論議をすすめている。少なくとも、これを疑うものは全くみあたらない。

社会保険概念についての一考察

第二に、社会保険は労働保険の別名——後者は前者のいわば幼名——である。同一の制度が、はじめは労働保険の名で、のちに社会保険の名で呼ばれるようになったにすぎない。堀川氏の如く、名称変更の背後に対象の拡大(労働者階級から独立自営業者や下層細民を含む国民大衆へ)が行われることを主張する論者でさえも、社会保険の本質は「労働保険(の本質)」と異なるどころなし」と断定せざるをえない。

したがって、三段論法的にいえば、社会保険もまた社会政策の一部門であるとの命題が成立し、かくて、われわれは、社会保険が社会政策の一形態にほかならないことを確認することができる。しかし、かかる論証のみを以てしては、社会保険と社会政策との結びつきを否定する論者を、説得することは恐らく困難であろう。というのは、既に指摘したように、前述の第一・第二の命題は、いずれも科学的な社会政策論確立以前に生れたものだからである。したがって、社会保険と社会政策との固有の結びつきを理解するためには、積極的に社会政策論を展開し、その本質との関連において社会保険の意義を明確にする必要がある。

二 社会政策と社会保険

——大河内理論と社会保険——

社会政策をはじめて科学的基礎の上に据えられた大河内一男*

氏は、同時にまた社会保険に対して、はじめてこれを科学的に社会政策の一部門として把握しておられる。^{***}

* 岸本英太郎著『社会政策論の根本問題』へ一九五〇年

一八九頁。

** 前述の如く、伊藤氏は労働保険＝社会保険に対して、

極めて科学的な分析を加えておられる。しかし、その分析は、十分には理論化されていないため、この分野の開拓者の榮譽は、大河内氏に呈すべきであろう。

周知の如く大河内氏は、社会政策を、「労働力の保全」策

——資本制経済の順当な再生産を確保するために、国家が、総資本の立場から、個別資本の乱濫を抑制して、生産要素たる

『労働力』を確保・保全する政策——と規定し、その領域を、

(1)労働者保護をめぐる社会政策と (2)労働者組織をめぐる社会政策との二つに区分される。^{***}

* 大河内著、前掲『社会政策の基本問題』第四章。

** 大河内一男著『社会政策(各論)』へ一九五〇年へ八頁。

ところで、「労働者は常に必ずしも健全な状態で生産活動に従事するものではなく、様々な理由によって、……生産行程から脱落し、その本来の活動を休止するに至るものである。それ故、いま『労働力』に対する保全なり培養なりが、産業社会総体にとって不可避のことであるというなら、単に日々健康な状態で生産活動に従事する場合の『労働力』についてのみでなく、

その生産行程から脱落し、その機能が休止されている場合の『労働力』についても、総体としての資本は、何らかの形でその保全の策を講ずるのでない限り、正しい意味で資本が『労働力』を確保したとはいえない^{**}わけであるが、かように『労働活動から脱落しているかぎりの『労働力』を、総体としての資本の立場において培養し、それによって労働社会がその『労働力』基底を総体として、長時間にわたって、把握するための手段^{***}こそが社会政策に他ならない。

かかる意味において、社会保険は、社会政策の第一の領域たる「労働者保護を補完するものと考えられる」^{***}

* 大河内著、前掲『各論』一四五頁。

** 同 右 一五一―一二頁。

*** 同 右 一五二頁。

かくの如く社会保険を社会政策の一部門として把握する立場からは、当然、「労働者以外の一一般の少額所得者、中小工商业者や小農民の如き旧独立生産者層を対象とする社会保険のごとき」もの、例えばわが国の国民健康保険は、「決して本来社会保険と称されるべきものでないということはいうまでもない」^{**}

* 大河内著、前掲『各論』一六一頁。

大河内氏の理論展開は一応整然としており、ここでは社会保険が、社会政策の緻密なる本質理解との関連において、明確に捉えられている。特に、疾病保険、災害保険や失業保険の経済

学的意義は、右の理論により十分納得することができる。

しかし、養老保険や廢疾年金の場合には、どのように説明されるのであろうか。大河内氏自身養老保険について、次のように苦しい説明をしておられる。「老令という事態は一つの自然現象であつて、これに基く生活不安に対しては、産業社会は直接何らの責任をも感ずる必要はないと考えられ」る。従つて養老保険は、「長年労働者として勤務したものが、老後に至つてその生活に不安を感ずることは、産業社会総体が『労働力』を安全に把握するのではないという社会心理的意味」においてその存在意義を有しているにすぎない。すなわち、「老・廢保険は純然たる社会的救恤ではないとしても」それらの効果は「謂わばあくまで労働者心理的または社会心理的な問題であつて、社会保険の本来の課題たる総資本による産業労働力の培養と確保とは區別して考えらるべきものである」。

* 大河内著、前掲『各論』一六二頁、傍点引用者。

** 同、右、一七九頁。

かくて、大河内氏は、老・廢保険を社会保険の範疇から追放されるに至る。少くとも、それが社会保険たる所以を説明することの不可能なることを告白される。果して老・廢保険は社会保険ではないのだろうか。もし、老・廢保険がまぎれもない社会保険であるとすれば、これら兩保険が社会保険たることを説明し得ない大河内理論は、その前提たる社会政策論において誤

謬を含むものといわざるをえない。

* 周知の如く、廢疾保険は一八八〇年代の一連のドイツ社会保険制度の棹尾を飾るものであり、これを社会保険とみなない学者は全く見受けられない。

近藤文二氏は、大河内氏と全く同一の立場に立つて、社会政策を労働力の保全策と規定し、老・廢保険に対してもこの規定を強引に適用し、老・廢保険の「本質は、いうまでもなく、労働力の保全・育成」にあると説明される。

* 近藤文二著『社会保険』(一九四八年)二五二頁

生産過程から永久的に脱落した労働者に対する保護を、「労働力の保全・育成」策とよぶことは極めて無理である。それ故にこそ、近藤氏は、その「保全・育成」は「間接的であり、また将来的で」あるとの但し書きを付けざるを得なかつた。しかし「間接的であり、将来的で」ある保全・育成策とはなにか。労働力保全の内容をこのように拡大するならば、すべての社会的対応策がこの範疇に包括されることとなり、例えば国民健康保険や生活保護のごときものも社会政策と呼ばざるを得なくなるであらう(近藤氏が正しくも国民健康保険を社会保険から排除しておられることについては後で触れる)。

大河内氏によつて展開された社会政策論労働力保全論を、ある意味においては、大河内氏その人よりもむしろ純粹に嚴密に保持しておられる近藤氏は、以上の如く老・廢保険をあくまで

も労働力保全策として説明しておられるが、この理論が無理であることに自から気付かれたため、次の如き補足的説明を加えられる。

「社会政策としての養老年金は、一面においては、主体としての労働者を通じて、その老後に何らの生活の不安もないようにする。そのことによって心理的に一つの安心を与え、それによって労働力を十二分に發揮せしめることが出来る。間接的ではあるが、労働力の保全に役立つといつてもよからう。しかも、資本制社会を前提とする場合において、養老年金制は、実は、労働市場から老年労働者を駆逐せしめることにより、残余の労働力を保全し、以て資本主義の發展を遂げしめんとする役目をさへ荷っているのである。」(近藤著、前掲『社会保険』二五四頁、傍点引用者)

右の引用文の前半は、大河内氏の説明と殆んど同一であるが、(誰かながらニュアンスの違いがある。近藤氏の場合がやや積極的)、後半は全く近藤氏の独創的見解である。労働市場から老年労働者(しかも、五五歳の老人)を駆逐することが残余の労働力を保全することになるとは!! この論法でゆけば、失業者の掃蕩策などは立派な社会政策ということになる。

社会政策を労働力の保全策とみる大河内理論の批判そのものは本稿の目的ではないので、この問題に立入ることは差しひかえることとし、ここでは、かかる社会政策論を以てしては、

老・廃保険が社会保険たることを説明しえないという点、ならびに、それにもかかわらず社会保険が明らかに社会政策の一部門として把握されている点を確認しておくにとどめよう。

要するに、「はしがき」において簡単に指摘しておいたように、社会政策の本質理解における大河内・近藤理論の欠陥は、社会保険——とくに老・廃保険——の社会政策的意義を考察する場合において、最も明確な形で曝露されることとなる。

社会保障制度確立が現実の課題となり、社会保険の社会政策的意義に対する正しい理解が要請されているこんにち、われわれは、改めて大河内理論の終焉を宣せざるをえない。

三 社会保険と社会扶助

——孝橋理論と社会保険——

このように、わが国のほとんどすべての学者が、社会保険Ⅱ社会政策、(従って、社会扶助Ⅱ社会事業)と規定していることに対して、孝橋正一氏や音出正己氏は異論を唱えられる。^{*}

* 孝橋正一稿「国家扶助と社会保険」(社会問題研究・第六卷二号)六頁。

孝橋氏によれば、社会保険は社会政策に固有なものではない。社会保険は社会政策の方法手段としてだけでなく、社会事業の方法手段としても利用せられる。^{*}「すすんでいえば、保険および扶助の技術的手段は、社会政策及び社会事業のいずれによつ

でも、活用されることができ。」^{**}

* 孝橋稿、前掲論文、一二頁。

** 同 右 一四頁。

孝橋氏は、このように社会保険の伝統的概念を大胆に否定されるに当り、その論拠を大体次の四つの事実に求められる。

第一。ILOが、社会保険と公的扶助との区別の基準を（対象の相違や雇主負担の有無にはなく）受給者の醸出の有無に求めているという事実^{**}。

第二。わが国で用いられてきた扶助という「用語および措置が、かならずしも、生活困窮者の救済事業の分野にだけ」使用されたものではないという歴史的事実^{**}。

第三。扶助という概念が必ずしも資力調査をとまなう救済措置だけを意味するものではないという事実^{**}。

第四。扶助と保険との区別をその財政方法に求めることは不可能であるという事実。

* 孝橋稿、前掲論文、七頁。

** 同 右 九頁。

** 同 右 九頁。

この孝橋氏の論拠は、かなり独断的である。以下順を追って批判を試みよう。

先ず第一の点について。ILOの右の規定は、社会保障制度が実現された段階におけるその体系の説明となされたもの

社会保険概念についての一考察

である。したがって、ここで社会保険が社会政策として考えられていないとしても、かかるILOの解説書を以て、数十年の学問的伝統を破ることは無言である。しかも、社会保障制度は、しばしば、社会保険と社会扶助との統合と呼ばれるが、^{*} 社会保障が二つの救済策の単なる寄せ集めにすぎないならば、社会保障なる新しい概念は不要である。社会保険および社会扶助という従来の救済策が社会保障制度の一環として融合せられる場合、これら二つの救済策は、従来のそれとは質的に異つたものとならざるを得ない^{**}。孝橋氏が社会保険で意味しようとしていいるのは、この謂わば化学的反應を経た社会保険のことである^{**}。ところが、わが国にはまだ社会保障制度は確立されていない^{**}。理論の先走りは無意味であり有害でさえある。というのはい、われわれは、従来の社会保険の経済学的意義を明確化することによりはじめて、社会保障制度下における社会保険の意義をも理解することが出来るのである。しかも、このことは、社会保障制度そのものの科学的意義を把握する上において、決定的に重要な意義を有している。

* 社会保障年鑑・一九五三年版、一一頁。

** 近藤文二稿『日本における医療保障制度の成立』（『経済学雑誌・第三八巻・第二号』二四頁）

** 此の点に関しては、ほとんどすべての論者の見解が一致している。例えば、平田氏の前掲『社会保障研究』二四

第八十四巻 三七 第一号 三七

つきに第二の点について。「扶助」ということが、とくにわが国において、生活困窮者へすなわち社会扶助の分野のみならず、労働者保護社会政策の分野においても使用されてきたことは、確かに孝橋氏が指摘される通りである。孝橋氏が列举される鉱業法、鉱夫労役扶助規則さらには労働者災害扶助法等々における雇主の扶助が、労働者保護社会政策としての本質を有していることは明らかである。しかし、ここで「扶助」と呼ばれているものは、本来は雇主の災害補償賠償と呼ばれるべきものが、わが国社会政策の前近代の慈善政策的歪曲のために、「扶助」といういかにも慈惠的恩情的な名称で呼ばれているにすぎない。すなわち、これらの「扶助」は、われわれが近代的社会事業における社会扶助としてここで問題にしているものとは全くその本質を異にするものである。したがって、社会政策としての労働者保護策が、たまたま「扶助」の名で呼ばれたからといって、孝橋氏のごとく、扶助社会扶助もまた、社会政策の手段となりうる、と主張することは誤りである。

* わが国の社会政策が、「わが国古来の醇風美俗たる主徳關係にもとづく『慈惠』政策主張者」により、歪曲されてきたことについては、周知の如く、風早八十二氏の「日本社会政策史」(一九三七年)六〇九頁や、大河内氏の前掲「基本問題」二七〇〜二九五頁、三七二〜六頁等々において、

鋭い分析が試みられている。

** 近藤稿、前掲論文、五頁。

*** しかし、このことは、本来社会政策で対処すべき問題が、社会扶助を以て処理されることがあり得ることを否定するものではない。しかし、この場合にはそれはもはや社会政策ではなく、社会政策の代位としての扶助慈善である(風早著、前掲書、二九頁)。社会政策と社会事業との相違を、対応の形態においてではなく、その対象が背負っている課題の種類に求められる孝橋氏にとっては、このことは理解し難いことであろう。

次に第三の点、すなわち社会扶助と資力調査との関係について検討してみよう。まず、孝橋氏が両者の結びつきを否定される第一の根拠は、本来雇主の災害補償と呼ぶべき「扶助」を社会扶助と混同するという誤りから生れている。雇主の災害補償として支給される「扶助」が資力調査ともなわれないことは当然である。従って、このことから社会扶助は必ずしも資力調査を必要としないという結論は生じえない。

第二に、孝橋氏は、個人々人に対する個別的対応策としての社会扶助(例えば、生活保護法による保護)と集団的対応策たる一般的サーヴィスとをともに社会扶助の概念に包摂せしめることによつて社会扶助と資力調査との不可避的結びつきを否定しておられる。しかし、一般福祉サーヴィスはこれを社会扶助概

念から排除しないまでも、少くとも、われわれがここで問題にしている社会扶助とは一応区別して考えるべきではなからうか。すなわち、扶助（社会扶助）を厳密な意味での社会扶助と一般福祉サーヴィスとに区別すれば、孝橋氏も社会扶助と資力調査との不可避的結びつきを承認せざるを得ない。^{***}

* 「扶助の近代的概念のなかには、単に生活困難者に対する最低限生活の保障以上に、国民大衆における生活上の社会的必要の不足・不完全充足に対応する一連の社会的保障の措置方法がふくめて意味せられている。このような社会的措置はなんらかの援護的措置を必要としている人々に、その資格や条件の一切をとわないで、無償・軽費ないし実費で、各種の施設、設備、知識、技能、労務その他必要なものを提供するサーヴィスの用語をもって把握せられるものであるが、それは資力調査をとまなう生活扶助と同じ社会的領域や系列での事件であるとすれば、サーヴィスは扶助から独立の概念的範疇を形成するものというよりは、むしろ扶助の一形態とみとめられなければならない充分な根拠がある。」

そして、かかる一般的福祉サーヴィスの実例としては、「公立および実費の病院や診療所、結核および性病の療養所や治療機関、母性および児童福祉センター、学童保健サーヴィス、身体障害者その他のための補導および更生指導

機関、中小産業者や労働者のための金融機関や各種の福祉的サーヴィス」があるとされる（孝橋稿、前掲論文、九一〇頁）。

これらの多岐にわたる一般福祉サーヴィスが資力調査を必要としないことは孝橋氏の言われる通りであるが、これを厳密なる意味での社会扶助と混同することは、われわれには実に奇妙に感ぜられる。これらの一般サーヴィス、例えば公立病院や学童保健サーヴィスは、「なんらかの援護的措置を必要としている人々」というよりも、むしろ国民すべての人々によって利用されている。この場合、対応方式の差異（厳密な意味での社会扶助は個別的だが、一般的サーヴィスは集団的）ならびに資力調査の有無（前者では資力調査が不可欠だが、後者では不必要）という事情は、むしろこの二つの対応策が同一範疇で律すべきではないことを暗示するものではなからうか。

*** 「しかしながら扶助の概念をある一定の条件のもとにたつ社会的人間の救済措置に限定するなら（全く賛成だ——引用者）扶助の概念内容に資力調査は不可欠の条件としてとりいれられる」（孝橋稿、前掲論文、一〇頁）

最後に第四の点について。孝橋氏は「扶助と保険との区別をその財政方法の相違にもとめ、前者が租税によって、後者が歳出によってまかなわれるという形式的見解は、社会保険におい

てはその財政のある部分をならんらかの形式で国家が負担し、それは租税によってつくなれるという事実をみるなら、すぐに崩壊してしまふであろう。」と批判される。^{*}

これは孝橋氏の完全な誤解である。社会保険と社会扶助との財政的方法の決定的相違は、賦出と租税との相違ではなく、資本家の直接的負担の有無にある。^{**}

社会政策を、労働力の価値収奪に対する、国家権力を通じての、抑制緩和策と規定するならば、それはならんらかの形における資本の負担——譲歩を伴なうものでなければならぬ。

* 孝橋稿、前掲論文、一一頁。

** 孝橋氏は、少なくとも労働者を被保険者とする社会保険が資本家の直接的負担を伴なうことを熟知しておられる（後掲引用文参照）。しかし、孝橋理論における価値視点欠如のため、このことの重要性は、孝橋氏によっては全く自覚されることがない。

従つて、例えば、一九三一年のイギリス失業保険における過渡的支払いは、孝橋氏が主張されるように「社会政策の方法における保険から扶助への転化」ではなく、むしろ社会保険から失業扶助（社会扶助）への転落とみるべきである。^{**}しかし、同時に、われわれは、この「転落」の背後に、扶助概念の発展的变化——従来の一方面的無権利的扶助から、労働者の権利としての扶助へ——が横たわっていることを見落してはならない。

かかる扶助概念の変化こそ社会保障制度の内容をなすものであり、それが社会保険と社会扶助との単なる寄せ集めではないことを物語るものである。社会保障制度における、この「転落」と「発展」との二つの側面は、孝橋氏によっては認識されることがなく、それは転落としてのみ捉えられている。

* 孝橋稿、前掲論文、一四頁、傍点引用者。

** 近藤稿、前掲論文。

国民健康保険は、本来の社会保険でも単なる社会事業（社会扶助）でもなく、社会保険の萌芽であることを論ぜられた近藤氏のこの論文は、孝橋氏の理論に対する秀れた批判である。ただ、イギリス失業保険の過渡的給付についての説明は、十分納得的ではない。

近藤氏は、「わたくしは、大河内一男氏のごとく、社会政策と社会事業との相異を単にその対象の相異にのみ求めようとするものではない。」と弁解されながらも、イギリス失業扶助は、「確かに労働者を対象とするものである。しかし、……一時的ではあるとしても『被救恤的な労働者』に対する国家扶助として行われたとみるべきである」と述べられる（近藤稿、前掲論文、六〇七頁）。

社会政策を労働力の保全策と規定する近藤氏の立場から、失業保険と失業扶助（過渡的支払）との本質的差異を説明することは、確かに困難である。なぜなら、この場合、前

者は労働力保全を目的とするものであるが後者は然らずと主張することは困難だからである。ここに、イギリス失業保険の変化は、「社会政策の方法における保険から扶助への転化である」との批判を蒙らざるをえない一つの弱点が横たわっている。かかる批判を封ずる道はただ一つしかない。すなわち社会保険（失業保険）と社会扶助（失業扶助）との相違を、資本の直接的負担の有無に求め、資本の直接的負担をとまらぬもののみを社会政策と規定することである。

しかるに近藤氏は、前掲引用文にみられる如く、社会政策と社会事業の相違をその対象の種類に求めつつ、過渡的支払は「一時的ではあるとしても『被救恤的な労働者』に対する国家扶助」であるから、それは社会政策ではないと主張されるのみである。（被救恤的な労働者）に顕落したから国家扶助が与えられるのではなくて、むしろ反対に、国家扶助を与えられているという事実が、彼等を「被救恤的な労働者」として現象せしめるのである。）これでは、「社会事業の対象は被救恤的窮民であるというあの伝統的な見解の克服をその研究課題としておられる孝橋氏を説得するには不十分である。

以上の検討を通じて、社会保険のみならず社会扶助もまた社会政策の手段たりうるとの孝橋氏の所論が、いかに批判に耐え

えないものであるかが明らかとなった筈である。

孝橋氏が、社会保険と社会扶助とをともに、社会政策の手段として考えられること、すなわち、例えば、イギリス失業保険における過渡的支払を「社会政策の方法における保険から扶助への転落である」と断ぜられるのは、近藤氏の言われるごとく、孝橋氏が「イギリス失業保険の転化形態を十分に理解されていないための誤解」*にのみ基づくものではない。原因はもっと深く根本的なところにある。すなわち、これらはすべて、孝橋氏が、社会政策と社会事業との相違を、その対応の形態においてではなく、その対象が背負っている社会的課題の相違に求められることに基づいている。孝橋氏によれば、社会の基底的
|| 本質的課題を背負っている失業者に対する救済は、保険という形態をとるにせよ扶助という形態をとるにせよ、それはすべて社会政策ということとならざるをえない。たびたび指摘したように、かかる論理を以てしては、「産業負担から国庫負担へ」*の転化、すなわち、社会政策（社会保険）から社会保障への移行の経済学的意義を理解することは不可能である。現に、孝橋氏は「社会保障は独占資本主義の社会政策そのもの」*であるのみなし、両者の間に横たわっている質的相違を完全に無視しておられる。

* 近藤稿、前掲論文、四頁。

* 孝橋稿、前掲論文、一一頁。

*** 孝橋稿「社会政策理論の反省と批判」へ社会問題研究、第七卷・第一〇号、二五頁。

む す び

社会保険が、しばしば、被用労働者のみならず、独立労働者や自営業者を含む低額所得者の生活安定策として理解されてきたことは確かに事実である。しかし、社会政策や社会保険に対する経済学的検討が、なによりも価値視点からの分析を中心として展開されねばならぬとするならば、被用労働者と自営業者とのそれぞれに対する社会的対応策を、その外見の類似のゆえに混同することは、経済学的分析を自から放棄することにほかならない。

かかる態度からは、労働者の自助的組織たる共済組合と労働保険と社会保険の質的差異を見出すことも不可能である。

従って、われわれが価値視点から社会保険を分析するならば、従来ひとしく社会保険の名称で呼ばれていたものを、少くとも二つの範疇に峻別すべきである。第一のものは、謂わば本来的な社会保険とでも称すべきものであり、前世紀八〇年代のドイツにおいて誕生した賃金労働者階級を対象とする社会保険である。すなわち、資本の譲歩と労働力の価値収奪に対する抑制策としての労働保険と社会保険。既述のごとく、この制度の本質理解は、当初、不十分ではあったが、既に当時、或る論者によ

つてはその本質が鋭く看破されており、また多くの論者は、無意識的にせよ、それをかかるとして受けとめていた。

第二の範疇に入るべきものは、その外見や社会的機能は第一の意味での社会保険と極めて類似しているが、その経済学的本質は全く異ったものである。ここでは、価値収奪、従って剰余価値の問題やそれが資本の運動と蓄積に及ぼす影響は、直接的な形で介在してこない。ただ、保険料として集められた資金が資本として機能するという意味で副次的な経済的意義を有するのみである。繰り返して述べれば、ここでは、賃金労働者に対する社会保険技術が、賃金労働者と同じような社会的立場にある独立労働者や自営業者その他の国民大衆に対しても、準用されたものにはかならない。

この第二の範疇の社会保険、例えばわが国の国民健康保険は、本来の社会保険でもなく、社会扶助でもないという意味において社会保障制度の萌芽——極めて小さな謂わば土壌中の芽——と呼ぶことができるかも知れない。^{*}

* 近藤稿、前掲論文、二八頁。

しかし、国民健康保険発生の基礎として種々の諸要因が考えられうることを認めつつも、われわれは、わが国の国民健康保険を、本来ならば当然社会扶助による救済の対象となるべき人々が、国家と社会の財政的忌避のため、自からその費用を賄うことを強制された制度だとみることができるとはなからうか。

わが國の國民健康保險の歴史は、かかる偏見を払拭することは不可能であるように思われる。さればこそ、社会政策や社会事業、社会扶助、総じて社会的救済制度が著しく立遅れているわが國において、(その立遅れの故に)二〇年も以前に、今日なお確立されていない社会保障制度の萌芽が見出されるといふ珍現象が生じたわけである。

あとがき

本稿は、昨夏、日本社会保険思想史へのメモとして書きとどめていたものに若干の手を加えたものである。そのため、論理の展開に不十分なところを感じないわけではないが、一応このまま公表することにした。

伝え聞くところによれば、孝橋先生は、現在病氣御療養中とか。孝橋理論批判を終るに当り、先生の御回復の日の日も早からんことを切に御祈りする次第である。

(一九五九、四、一九)